

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
静岡県	県内各市町	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年10月診療分
	浜松市	重度心身障害者	85	身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A及びBの一部、精神障害者保健福祉手帳1級の方、特別児童扶養手当1級及び2級の対象児童	1医療機関あたり500円/日(最大10日・上限5,000円)	1医療機関あたり500円/月 *薬局を除く	対象外	浜松市内の医療機関等	平成30年10月診療分
		母子家庭等	84	20歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子、または父母のいない子で、所得税の非課税世帯。 *所得税課税となっている世帯でも「寡婦(夫)控除」のみなし適用をして、所得税非課税世帯と判定された場合は対象	1医療機関あたり500円/月 *薬局を除く		対象外	浜松市内の医療機関等 (訪問看護ステーションを除く)	
	県内各市町	特定疾患治療研究	86	・平成12年10月診療分から受託している特定疾患治療について、名称を変更のうえ、実施機関番号を新規設定(変更) *静岡県が指定した対象疾患の認定者 (対象疾患: 橋本病、突発性難聴)	所得に応じて負担上限を設定 (難病法施行令に準じる)		対象外	県内の医療機関等	
	県内各市町	特定疾患治療	51	*平成12年10月診療分から受託している特定疾患治療について、実施機関番号「86.22.602.4」の新規設定(変更)に伴い、「51.22.602.5」(自己負担あり)の取扱いを終了					平成30年9月診療分までの取扱い
静岡	浜松市(※)	重度心身障害者	85	身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A及びBの一部、精神障害者保健福祉手帳1級の方、特別児童扶養手当1級及び2級の対象児童。 ※0歳児とは1歳の誕生日の末日まで (入院自己負担額: 1医療機関あたり500円/日(最大10日・上限5,000円)→なし) (外来自己負担額: 1医療機関あたり500円/月→0歳児のみ無料(時間外除く))	なし	1医療機関あたり500円/月 0歳児: 無料(時間外除く) *薬局を除く	対象外	浜松市内の医療機関等	令和4年10月診療分
静岡	浜松市(※)	ひとり親	84	20歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子、または父母のいない子で、所得税の非課税世帯。 *所得税課税となっている世帯でも「寡婦(夫)控除」のみなし適用をして、所得税非課税世帯と判定された場合は対象。 ※0歳児とは1歳の誕生日の末日まで (入院自己負担額: 1医療機関あたり500円/月→なし) (外来自己負担額: 1医療機関あたり500円/月→0歳児のみ無料(時間外除く))	なし	1医療機関あたり500円/月 0歳児: 無料(時間外除く) *薬局を除く	対象外	浜松市内の医療機関等 (訪問看護ステーションを除く)	令和4年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
静岡県	浜松市（＊）	ひとり親	84	親と20歳までの子 (食事療養費:対象外→食事標準負担額を助成 入院外:1医療機関500円／月 乳幼児無料→乳幼児・小・中学生はなし)	なし	1医療機関 500円／月 乳幼児・小・中学生はなし(時間外診療を除く) 時間外診療（通院500円／月）	食事標準負担額を助成	浜町市内の医療機関等 (訪問看護ステーションを除く)	令和8年10月診療分
静岡県	浜松市（＊）	重度心身障害者	85	手帳所持者等(うち20歳未満) (食事療養費対象外:対象外→食事標準負担額を助成 入院外:1医療機関500円／月 乳幼児無料→なし)	なし	なし 時間外診療（通院500円／月）	食事標準負担額を助成	浜町市内の医療機関等	令和8年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。